

マネジメントシステム認証機関
に対する認定の補足手順
— 食品安全システム認証 22000
及び JFS-C 認証 —

JAB MS202:2019

第9版：2019年7月19日

第1版：2011年6月10日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

	ページ
1. 適用範囲	4
2. 関係文書 (Related documents)	4
2.1 引用文書 (Normative documents)	4
2.2 認定の一般基準	4
2.3 認定の固有基準	4
2.4 認定の固有手順	4
2.5 認定の規則	4
2.6 関連文書 (References)	4
3. 用語の定義	4
4. 全般	5
4.1 言語	5
4.2 認定の授与	5
4.3 認定の基準	5
4.4 認定の有効期間	5
4.5 認定の言及及び認定シンボルの使用	5
4.6 認定に関する異議申立て及び苦情	5
4.7 機関における重要な変更の通知	5
4.8 パフォーマンスデータの提供	5
4.9 機密保持	5
4.10 認定に関する料金	6
4.11 審査工数	6
4.12 合同審査	6
4.13 国外認定審査	6
4.14 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP)	6
4.15 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査 技法 (CAAT)	6
5. 認定の申請	6
5.1 申請の条件	6
5.2 認定申請書の受領	6
5.3 認定申請に関する公表及びコメント受付	6
5.4 申請の受理	6
5.5 申請の有効期限	7
5.6 不正行為等に対する処置	7
6. 審査の準備	7
7. 認定審査の実施	7
7.1 書類審査	7

7.2 認定審査計画の通知	7
7.3 事務所審査及び事業所審査	7
7.4 立会い	7
7.5 認定審査を継続できない場合	7
8. 審査報告	7
9. 認定に関する決定及び認定の授与	7
10. 認定審査プログラム	8
11. サーベイランス	8
12. 更新審査	8
13. 臨時審査	8
14. 認定の拡大	8
15. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小	8
付表1 組織審査予定に係る初回及び拡大の申請条件	9
付表2 初回及び拡大審査における組織審査立会数	10

マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足手順 －食品安全システム認証 22000 及び JFS-C 認証－

1. 適用範囲

この手順は、以下の認証に関する適合性評価サービスを提供する機関(以下、「認証機関」という)が、公益財団法人日本適合性認定協会(以下、「本協会」という)の認定審査及び認定を受けるための手順を規定したものである。

この手順に規定のない事項については、JAB MS200 に従わなければならない。

- ・「FSSC 22000 財団」が提供する食品安全マネジメントシステムスキーム－食品安全システム認証 22000(以下、「FSSC 22000」という)－
- ・「一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、「JFSM」という)」が提供する食品安全マネジメントシステムスキーム－JFS-C 認証スキーム(以下、「JFS-C」という)－

2. 関係文書(Related documents)

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用文書(Normative documents)

JAB MS200 の 2.1 による。

2.2 認定の一般基準

JAB MS200 の 2.2 による。

2.3 認定の固有基準

JAB MS200 の 2.3 による。

2.4 認定の固有手順

JAB MS200 の 2.4 による。

2.5 認定の規則

JAB MS200 の 2.5 による。

2.6 関連文書(References)

JAB MS200 の 2.6 による。

3. 用語の定義

用語の定義は、ISO/IEC 17021-1 及び JAB MS200 による。

4. 全般

4.1 言語

JAB MS200 の 4.1 による。

4.2 認定の授与

JAB MS200 の 4.2 による。

4.3 認定の基準

JAB MS200 の 4.3 による。

4.4 認定の有効期間

JAB MS200 の 4.4 による。

4.5 認定の言及及び認定シンボルの使用

JAB MS200 の 4.5 によるほか、認定の固有基準による。

4.6 認定に関する異議申立て及び苦情

JAB MS200 の 4.6 による。

4.7 機関における重要な変更の通知

JAB MS200 の 4.7 による。

4.8 パフォーマンスデータの提供

JAB MS200 の 4.8 による。

4.9 機密保持

JAB MS 200 の 4.9 による。

ただし、JFS-C 固有の次の情報は、JFSM に開示する。

- a) 認定の状況を脅かす可能性のある苦情
- b) 機関によって発行された認証文書の有効性に影響を及ぼす可能性のある不適合
- c) 認証機関に対して実施した認定審査に関する情報
- d) JFS-C スキームの問題に関するその他の情報

4.10 認定に関する料金

JAB MS200 の 4.10 による。

4.11 審査工数

JAB MS200 の 4.11 による。

ただし、本協会から既に同等のカテゴリにおいて FSSC 22000 の認定を受けている認証機関の JFS-C 拡大審査(マネジメントシステムの拡大)では、書類審査の結果によって、事務所

審査を省略することがある。

4.12 合同審査

JAB MS200 の 4.12 による。

4.13 国外認定審査

JAB MS200 の 4.13 による。

4.14 先進的サーベイランス・再認証手順(ASRP)

JAB MS200 の 4.14 に基づく ASRP は適用しない。

4.15 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法(CAAT)

JAB MS200 の 4.15 による。

5. 認定の申請

5.1 申請の条件

認定の申請の条件は次のとおりである。

- a) 本協会から、申請する FSSC 22000 のカテゴリ又はサブカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターについて既に食品安全マネジメントシステム(以下、「FSMS」という)の認定を受けていること。認定を受けていない場合は、FSMS の認定の申請を同時に行うこと。
- b) FSSC 22000 の場合、申請するカテゴリ又はサブカテゴリが FSSC 財団との契約(仮契約)に規定されていること。
- c) JAB MS200 の 5.1 a)を満たすこと。
- d) 付表 1 に示す該当する申請条件を満たすこと。

5.2 認定申請書の受領

JAB MS200 の 5.2 による。

5.3 認定申請に関する公表及びコメント受付

JAB MS200 の 5.3 による。

5.4 申請の受理

JAB MS200 の 5.4 による。

なお、申請の受理の情報は、FSSC 22000 財団又は JFSM に通知する。

5.5 申請の有効期限

JAB MS200 の 5.5 による。

また、FSSC 22000 財団によって機関との仮契約の終了が決定された場合又は JFSM によって機関との契約の終了が決定された場合、当該申請は失効する。

5.6 不正行為等に対する処置

JAB MS200 の 5.6 による。

6. 審査の準備

JAB MS200 の 6.による。

また、本協会は審査に先立ち、機関に対する苦情及び関連の情報を FSSC 22000 財団又は JFSM から入手し、審査計画策定の参考情報とし、必要に応じて審査の中で確認を行う。

7. 認定審査の実施

7.1 書類審査

JAB MS200 の 7.1 による。

7.2 認定審査計画の通知

JAB MS200 の 7.2 による。

7.3 事務所審査及び事業所審査

JAB MS200 の 7.3 による。

7.4 立会い

JAB MS200 の 7.4 による。ただし、立会い対象の FSSC 22000 のカテゴリ又はサブカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクター、及び立会い件数は JAB MS200 の 7.4.2 の c)は適用せず、付表 2 による。

7.5 認定審査を継続できない場合

JAB MS200 の 7.5 による。

なお、FSSC 22000 財団によって機関との仮契約の終了が決定された場合又は JFSM に よって機関との契約の終了が決定された場合、本協会は、その決定に応じて認定審査を打ち切る。

8. 審査報告

JAB MS200 の 8.による。

9. 認定に関する決定及び認定の授与

JAB MS200 の 9.による。

なお、FSSC 22000 の場合、認定の授与後、機関は速やかに FSSC 22000 財団と契約を交わし、その契約書の写しを本協会に提出しなければならない。

10. 認定審査プログラム

JAB MS200 の 10.による。

1 1. サーベイランス

JAB MS200 の 11.による。

1 2. 更新審査

JAB MS200 の 12.による。

1 3. 臨時審査

JAB MS200 の 13.によるほか、次の場合に臨時審査を行う。

- a) FSSC 22000 財団又は JFSM から、機関がスキーム要求事項を満たしていないとの懸念が呈された場合
- b) 認証プロセスの信頼性に損なうような事象が、市場で特定された場合
- c) その他の客観的証拠や苦情に基づき、必要と判断される場合

1 4. 認定の拡大

FSSC 22000 又は JFS-C に対する認定を受けた機関が、認定範囲の拡大(FSSC 22000 のカテゴリ又はサブカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターの拡大)を申請する場合、JAB MS200 の 14.による。ただし、JAB MS200 14.1.1 及び 14.3.4 は適用せず、付表 1、付表 2 による。

本協会から既に FSSC 22000 及び JFS-C に対する認定を受けた機関が JFS-C のセクター又はサブセクターの拡大を申請する場合、FSSC 22000 の認定範囲に応じて事務所審査及び／又は組織審査立会を省略することがある。

1 5. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小

JAB MS200 の 15.によるほか、次による。

機関の認定のステータスが変更となる場合（認定の授与、拡大、範囲の縮小、復帰、一時停止又は取下げ）、本協会は FSSC 22000 財団又は JFSM に対してその事実を報告する。

なお、MS200 で言うところの「承認」を、MS202 で言うところの「契約」とみなす。

附則

第 9 版は、発行日以降に立案する認定審査に適用する。

付表 1 組織審査予定に係る初回及び拡大の申請条件

1. 初回及び MS 認証の種類を拡大する場合の申請条件

(1)FSSC 22000

申請条件	
1	1 件以上の認証実績 ^(*1)
2	申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上の審査予定 ^(*2)
3	上記 1 の中、1 件以上の第一段階を含む審査予定 ^(*2)
3	サブカテゴリ C I ,C II 及び C III のいずれかで 1 件以上、並びに C IV で 1 件以上の審査予定 ^(*2)

(2)JFS-C

申請条件	
1	1 件以上の審査予定 ^(*2)
2	セクター E の場合、サブセクター E I ,E II 及び E III のいずれかで 1 件以上、並びに E IV で 1 件以上の審査予定 ^(*1)

2. 既認定の FSSC 22000 のカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターを拡大する場合の申請条件

(1)FSSC 22000

申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上の審査予定^(*1)

(2)JFS-C

申請セクター又はサブセクター全体の中で 1 件以上の審査予定^(*1)

備考

*1：認証実績とは、認証文書を希望する認証対象組織の認証実績であって、認定基準に適合する契約内容の確認を含む一連の認証プロセスが終了しているか、又は実証できる認証実績をいう。

*2：原則として、組織審査の初回又は再認証とする。ただし、本協会から既に同等のカテゴリ又はサブカテゴリにおいて FSMS の認定を受けている場合は、FSMS 認証に対する FSSC 22000 認証の拡大審査、又は、FSMS 認証又は FSSC 22000 認証に対する JFS-C の拡大審査でもよい。

付表 2 初回及び拡大審査における組織審査立会数

1. 初回及び MS の種類を拡大する場合の審査における立会い数

(1)FSSC 22000

立 会 い 数	
1	申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上
2	上記 1 の中、1 件以上の第一段階を含む審査への立会い
3	サブカテゴリ C I ,C II 及び C III のいずれかで立会い件数は 1 件以上、並びに C IV で立会い件数は 1 件以上

(2)JFS-C

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上
2	セクター E の場合、サブセクター E I ,E II 及び E III のいずれかで立会い件数は 1 件以上、並びに E IV で立会い件数は 1 件以上

2. 既認定の FSSC 22000 に係るカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターを拡大する場合の立会い数

(1)FSSC 22000

申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上

(2)JFS-C

申請セクター又はサブセクター全体の中で 1 件以上

改定履歴（公開文書用）

版番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規制定(適用日：2011年7月1日)	2011年6月10日	FSMSプログラマ マネジャー	MS技術委員会
2	FSSC 22000の認定範囲の拡大への対応	2012年2月3日	FSMS PM	MS技術委員会
3	FSSC 22000の認定範囲の拡大への対応	2012年4月2日	FSMS PM	MS技術委員会
4	FSMSに係るPAC文書発行に伴う処置	2012.11.12	FSMS PM	MS技術委員会
5	財団発行の「FSSC 22000 Technical Update May 2014」への対応に伴う処置	2014.10.01	MS Mgr	MS技術委員会
6	JFS-C認証スキームへの対応を追加及びMS200改定に伴う対応	2016.07.26	FSMS PM	MS技術委員会
7	FSSC 22000 及びJFS-C規格 改定に伴う対応	2017.06.01	FSMS PM	MS技術委員会
8	MS200改定並びにFSSC 22000 及びJFS-C認証スキームへの対応	2018.01.05	FSMS PM	MS技術委員会
9	FSSC 22000 及びJFS-C認証スキームの改定に伴う対応	2019.7.19	MSマネジャー	技術部長

公益財団法人日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3

NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。